

第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画 概要

児童相談・養育支援室

はじめに

1 計画策定の趣旨

- ・DV被害者の保護及び自立支援は地方公共団体の重要な責務であることから、長野県では、DV対策の基本的な方針と施策の実施内容を示す「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」を策定し、施策を進めてきた。
- ・第4次計画が令和2年度末をもって終了したことから、これまで実施してきた施策の成果や課題、法改正等を踏まえ、第5次計画を策定することとした。

2 計画の性格

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく計画。
- ・「第5次長野県男女共同参画計画」と連携を図る。

3 計画期間

- ・令和3年度～令和7年度 <5年間>
(第5次長野県男女共同参画計画と同様)

DVを取り巻く現状

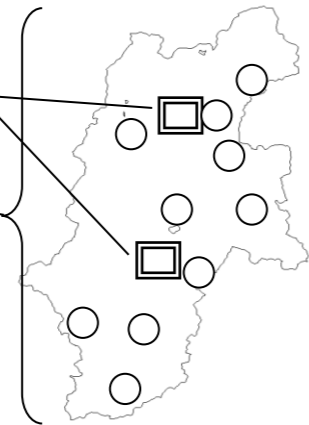
1 県内の支援体制

(1) 県

- ・配偶者暴力相談支援センター **2か所**
*女性相談センター
*男女共同参画センター
- ・女性相談員配置 **11か所**
*女性相談センター
*10保健福祉事務所

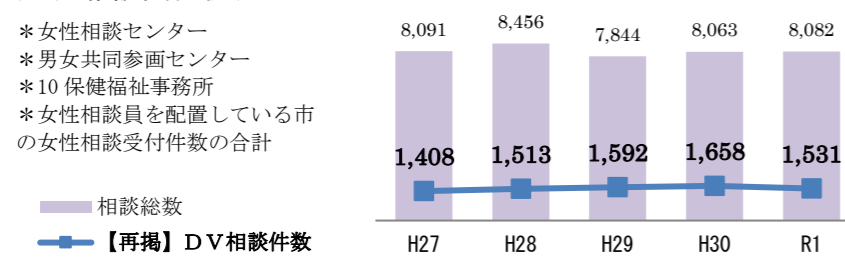
(2) 市町村

- ・配偶者暴力相談支援センター **1か所**
*安曇野市
- ・女性相談員配置 **14か所**
*長野市、松本市、上田市、飯田市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市



2 対応状況

(1) 相談受付状況



(2) DV防止に係る普及啓発状況

*DV（配偶者からの暴力）の認知度
(「男女共同参画に関する県民意識調査」より)

年度	認知率
H26	83.1%
R1	85.4%

*デートDVに関する講座の実施状況 (単位：回、人)

	H27 末累計	H28	H29	H30	R1	累計
講座実施回数	78	10	14	10	9	121
講座受講者数	14,897	2,042	2,413	1,308	903	21,563

第5次計画のポイント

●主要重点目標の設定

『啓発の強化』、『関係機関の連携による支援体制の整備』及び『市町村の相談体制強化への支援』の3点を主要とし、より積極的な取組を促進。

●数値目標の設定

主要重点目標に沿った数値目標を設定し、取組の成果を数値化。

●第5次長野県男女共同参画計画との連携

計画の始期及び終期を合わせ、連携した内容とすることにより、多角的な取組を推進。

基本理念

- 1 DVを防止し被害者の保護と自立を支援することは、地方公共団体の責務であること。
- 2 DV被害者は、いずれの地域においても年齢・性別・障がいの有無・国籍を問わず、同じ水準の支援を受ける権利があること。
- 3 DV被害者への総合的支援施策を進める上で、県及び市町村並びに関係機関及び民間団体等が共通の理念をもって相互に連携し、協働することが不可欠であること。

施策の展開

4つの基本テーマに基づき重点目標を定め、目標達成のための具体的な取組内容及び関係部署を記載。

<Ⅰ 暴力を許さない社会づくり>

◆重点目標1 基本計画の取組の推進及び評価

>計画の推進、毎年度の評価。

主要

◆重点目標2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化

>DV防止に係る普及啓発の推進
>教育現場における指導の充実
教職員に対してDVやデートDVについての研修、学校現場への啓発と指導資料の充実 等

主要

◆重点目標3 関係機関の連携による支援体制の整備

>県内の配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化
>県域・圏域ネットワークの強化
女性相談員と要保護児童地域対策協議会との連携強化 等
>関連する地域ネットワークとの連携

<Ⅱ 相談体制の充実>

◆重点目標1 相談機関の充実

>専門研修の充実。組織的対応の推進。

◆重点目標2 市町村の相談体制強化への支援

>市町村基本計画の策定に向けた支援
>市町村の相談体制強化への支援
全市町村の担当者会議の開催
国のマニュアル等を活用し、配偶者暴力相談支援センター設置や女性相談員配置の働きかけ 等

主要

◆重点目標3 外国人・男性被害者等への対応の充実

>男性相談日の設定。性的マイノリティへの適切な支援。

◆重点目標4 性犯罪・性暴力被害者への支援

>性被害者のためのワンストップ支援センターとの連携

<Ⅲ 保護体制の強化>

◆重点目標1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備

>各圏域のネットワーク会議等で連絡体制を確認。事例ごとに関係者会議を開催。対応困難事例を集約した上で会議等において事例検討の実施。

◆重点目標2 一時保護体制の充実

>被害者の国籍、性別、障がいの有無、年齢等にかかわらず支援を提供するための体制整備。

<Ⅳ 自立支援の強化>

◆重点目標1 被害者の状況に応じた個別支援

>被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実。

◆重点目標2 子どもへの支援

>子どもの心のケアの充実。区域外入所・就学等の支援。

◆重点目標3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底

>警察等との連携。市町村の支援措置の適切な運用。

数値目標

項目	目標(第4次)	実績	目標(第5次)
◆ DV(配偶者からの暴力)の認知度【変更】	-	83.1%→85.4% (H26) (R1)	100% (R7)
◆ 女性相談員の市町村要対協への参画【新規】	-	49市町村 (R2)	77市町村 (R7)
◆ 市町村DV防止基本計画策定市町村数	77市町村 (R2)	20市町村→47市町村 (H27) (R2)	77市町村 (R7)
◆ 配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	4市町村 (R2)	1市→1市 (H27) (R2)	4市町村 (R7)
◆ 女性相談員配置市数	19市 (R2)	9市→14市 (H27) (R2)	19市 (R7)

計画の評価

- 毎年度、『長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会DV被害者支援等に関する分科会』において、実施状況の把握、評価を行う。
- 法改正等により新たに盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じて見直す。